平成２６年（フ）第８２号
神奈川県横須賀市津久井１丁目21番８号
債務者　古関　和代
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８８号
神奈川県横須賀市太田和２丁目５番22号　パルトコゼキ102
債務者　横田　公子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第７８６号
名古屋市中村区名駅南３丁目12番35号　フォアール名駅406号
債務者　森下　　悟
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５４号
青森県八戸市小中野６丁目６番10号　キャッスルＫ―502号、前住所青森県八戸市小中野６丁目23番５号
債務者　中村　一幸
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
静岡市葵区大岩町13番15号　サンピュア大岩102号室、前住所静岡市葵区山崎１丁目24番１号
債務者　河村　洋子
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４号
長崎県南島原市布津町乙2090番地22、債務負担時の住所大阪市東淀川区豊里６丁目18番15―306号・大阪市東淀川区相川１丁目２番２―728号、前住所鹿児島市鷹師２丁目８番23号日宝エミール新上橋406号
債務者　山下　博幸
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月25日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１８１号
岡山市南区西高崎８番地
債務者　山本　雄貴
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９４号
岡山市北区昭和町11番17号902、旧住所岡山市北区平田164番地112　マンションモリヤ202号
債務者　中田　陽子（旧姓正本）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３号
大分県宇佐市大字辛島29番地の１　ラ・ベルエキップ125
債務者　日名子みづほ
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月25日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第８０５号
横浜市南区中里３丁目５番26号　ビッグオレンジ中里Ａ棟103号室
債務者　奥野　　竜
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６８号
神奈川県茅ヶ崎市堤2740番地
債務者　江藤　大二
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５２号
横浜市金沢区六浦南５丁目14番45号　ライフヒルズ横浜102
債務者　加瀬志緒里
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９９号
北海道帯広市東５条南14丁目１番地24　クラックスガーデン211号
債務者　谷　　雅行
1　決定年月日時　平成26年６月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月21日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３５２号
東京都立川市栄町５丁目21番地の１公社住宅443号
債務者　宮島　清美（旧姓一迫）
1　決定年月日時　平成26年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５１０６号
東京都江東区清澄３丁目４―16　パークサイド清澄第２―603
債務者　佐々木珠真子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部